

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(広野)
環境影響評価準備書に対する意見書

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">お 名 前</p> <p style="font-size: small;">〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名・代表者の氏名 〕</p> | <p>認定 NPO 法人 気候ネットワーク 代表 浅岡 美恵</p> | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">ご 住 所</p> <p style="font-size: small;">〔 個人の方は現在お住まいの住 所を、法人その他の団体にあつ ては、その主たる事務所の所在 地 〕</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">〒</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">千代田区一番町 9 - 7 一番町村上ビル 6F (Tel 03 - 3263 - 9210)</p> | 〒 | 1 | 0 | 2 | - | 0 | 0 | 8 | 2 |
| 〒 | 1 | 0 | 2 | - | 0 | 0 | 8 | 2 | | |

環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

| ご意見の項目 | ご 意 見 (日本語により意見の理由を含めてご記入ください) |
|--|---|
| <p>温室効果ガス</p> <p style="font-size: small;">【項目の例】 大気質、騒音・振動、 水質、人と自然との触 れ合いの活動の場、 動物・植物、景観、 廃棄物、温室効果ガス 等</p> | <p>意見 1：予測及び評価の結果全般について</p> <p>施設の稼働による温室効果ガス等（二酸化炭素）への環境影響を低減するために環境保全措置を講じるとあるが、今年 12 月 12 日、気候変動枠組条約締約国会合第 21 回締約国会合（COP21）において採択された「パリ協定」の合意内容をふまえれば、化石燃料の利用を抑えることが不可欠であり、石炭を燃料とする本事業は脱炭素社会に向かうべき将来にとって著しく環境を破壊するものであり、施設の稼働そのものが低炭素社会に向けて著しく環境を破壊するものである。本準備書で述べられている「環境保全措置」は、業界の「自主的枠組み」や「電気事業における低炭素社会実行計画」に参加した取り組みを推進するものとあるが、これらの枠組みや計画自体がパリ協定以前に作成されたものであり、1.5℃/2℃未満の長期目標と整合がとれるものになっていない。</p> |

注：1. 環境影響評価施行規則第 12 条の規定により、必ずお名前及びご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙に記入してください。

【意見書の送付先】

〒100-8560 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
 東京電力株式会社 火力部 環境調査センター 福島環境調査グループ 宛

【意見書の提出期限】

平成 28 年 1 月 15 日（金）[必着]

| ご意見の項目 | ご意見 (日本語により意見の理由を含めてご記入ください) |
|--------|--|
| 温室効果ガス | <p>意見 2 : 目標 0.37kg-CO₂/kWh を大幅に超過する排出源単位</p> <p>気候変動対策の観点から見れば、今後建設される発電所は、少なくとも LNG 火力は達成している約 350g-CO₂/kWh の水準を満たすべきである。しかし、本計画では、発電効率の高い IGCC を採用することによって二酸化炭素の排出源単位を低減するとしながら、「電気事業における低炭素社会実行計画（実行計画）」で示された「2030 年度に排出係数 0.37kg-CO₂」とする目標を大幅に上回り、0.652kg-CO₂ と非常に大きい。しかも、本準備書に示された現状の広野火力発電所 1～6 号機の排出源単位が、0.652kg-CO₂ と示されたことからしても、何ら全体効率が改善されたとは言えず極めて不十分であると指摘せざるを得ない。そもそも、この 0.652kg-CO₂ という数字自体が現在稼働している勿来発電所 10 号機の IGCC (0.735kg-CO₂) からさらに発電効率を高めたものとの説明だが、その根拠も不明瞭であり、実態としてその効率が出せるのかも疑わしい。</p> <p>意見 3 : 業界の自主的枠組みについて</p> <p>業界の自主的枠組みとして電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び新電力有志 23 社で構成される電力業界で目標を目指すとはあるが、どのように取り組むのかがいまだ明らかではなく、その根拠も示されていない。また、現在登録されている電力自由化が本格的にスタートしたときの小売業者の登録数からするとカバー率は極めて少なく、枠組みが国内の目標に適合するように機能するとは言えない。事業者ごとに排出原単位目標をどのように達成すべきかを説明すべきであり、東京電力として本計画で少なくとも天然ガス火力発電の排出源単位から超過する二酸化炭素排出分にどう対応するのか明確に示すべきである。</p> |

| | |
|----------|---|
| 情報公開について | <p>意見 4 : 環境アセスメントにおいて公開されている準備書は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。縦覧期間後に非開示とする理由を企業の著作権保護のためというのは理由にならず、一般的な書物で著作権があるからといって開示すらしないなどという書籍はありえない。</p> <p>そもそも環境アセスメントは住民とのコミュニケーションツールであり、できるかぎり住民に開かれたものであるべきである。縦覧期間後の閲覧を可能にするほか、縦覧期間中もコピーや印刷を可能にするなど利便性を高めるよう求める。</p> |
|----------|---|